

県内最大の干潟

復帰後30数年の歳月で沖縄県内の自然環境は著しく変貌し、今も止まる気配はありません。このような中で県・中部の沖縄市の東にある泡瀬干潟(290ha)は、いまや沖縄最大の干潟として奇跡的に残ってきました。人々は、憩いの場として潮干狩りを楽しみ、魚釣り、イイダコ取り・ジョギング・散策と共に祖先崇拜などの重要な祭祀の場ともなっています。シギ・チドリ類の越冬数は全国一、それは干潟の生産力と浄化能力の高さを示し、浄化作用では、164億円の下水处理に相当するといわれています。

新発見が続く生物多様性の宝庫

ホソウミヒルモ、ニライカナイゴウナ、リュウキュウズタ、ユンタクシジミなど新種、貴重種、重要種が次々発見される泡瀬干潟と浅海域は、これまで貝類約312種、海草11種、鳥類約150種が確認されるなど生物多様性のホットスポットであることが明らかになり、今後も新たな発見の可能性が高い貴重な干潟です。

埋立事業の目的

事業の目的は、隣接する新港地区の特別自由貿易地域(FTZ)の港・航路の浚渫土砂の捨て場と海洋リゾート地を創ることです。しかし、①立地希望のホテルはありません。各施設の日途もたっていません。②FTZ構想も、埋立地は遊休化し、港・航路の浚渫の緊急性はありません。③埋立の前提の「移植による海草保全」は失敗しています。④住民合意は得られていません。数々の世論調査では「埋立反対」が6割を超えています。

泡瀬干潟「自然の権利」訴訟 原告団・支援する会・カンパよびかけ趣意書

泡瀬干潟・世界が注目

沖縄県は泡瀬干潟を評価ランク1とし、厳正に保全する地域に指定しています。環境省も重要湿地に指定しています。ラムサール条約事務局やオーストラリア環境遺産大臣も泡瀬干潟の保全を求め、日本弁護士連合会(日弁連)も埋立中止を要請しています。琉球諸島が世界自然遺産の候補地になるなか、干潟の回復・保全、自然を再生させることは世界、日本の大きな流れです。

「自然の権利」訴訟へ

被告は沖縄県、沖縄市です。埋立により県民・市民に損害を及ぼすので公金を支出するな、という住民訴訟です。訴訟前に県・市に対して住民監査請求を行います。

弁護団は日本環境法律家連盟所属、「自然の権利」基金の10名の弁護士(敬称略、原田彰好、龍橋隆明、間宮静香、白川秀之、長谷川敏治、栗山知、堀雅博、かな口崇、御子榮慎、南圭一)で、団長は、原田彰好弁護士です。

原告にご参加ください

県民はどなたでも原告になれます。ふるさと沖縄の自然に心を寄せる方々の大きな支援の輪が広がることを願っています。



賛同される方は、専用の「払込取扱票」がありますのでご利用ください。

郵便局の「払込取扱票」を利用する方は、口座番号「01760-2-41902」、加入者名「前川盛治」を記入し、通信欄に「原告、支援する会、カンパ」のいずれかをご記入ください。

原告:一人・一口5千円(県民のみ)、支援する会:一人・一口千円(県内・県外問わず)、カンパ